

**第53期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

新株予約権等の状況
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
連結株主資本等変動計算書
連結計算書類の連結注記表
株主資本等変動計算書
計算書類の個別注記表
(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

MIRARTHホールディングス株式会社

新株予約権等の状況

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2025年3月31日現在）

		第1回B種 新株予約権	第2回B種 新株予約権	第3回B種 新株予約権
発 行 決 議 日		2012年6月22日	2013年4月8日	2014年4月11日
新 株 予 約 権 の 数		325個	301個	323個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 130,000株 (新株予約権1個 につき400株)	普通株式 120,400株 (新株予約権1個 につき400株)	普通株式 129,200株 (新株予約権1個 につき400株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1個当たり400円 (1株当たり1円)	新株予約権 1個当たり400円 (1株当たり1円)	新株予約権 1個当たり400円 (1株当たり1円)
権 利 行 使 期 間		2012年7月10日から 2052年7月9日まで	2013年5月15日から 2053年5月14日まで	2014年5月14日から 2054年5月13日まで
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 1	(注) 1
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役 を 除 く)	新株予約権の数 76個 目的となる株式数 30,400株 保有者数 1人	新株予約権の数 70個 目的となる株式数 28,000株 保有者数 1人	新株予約権の数 69個 目的となる株式数 27,600株 保有者数 1人

		第4回B種 新株予約権	第5回B種 新株予約権	第6回B種 新株予約権
発 行 決 議 日		2015年6月24日	2016年4月11日	2017年6月27日
新 株 予 約 権 の 数		334個	313個	320個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 133,600株 (新株予約権1個 につき400株)	普通株式 125,200株 (新株予約権1個 につき400株)	普通株式 128,000株 (新株予約権1個 につき400株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1個当たり400円 (1株当たり1円)	新株予約権 1個当たり400円 (1株当たり1円)	新株予約権 1個当たり400円 (1株当たり1円)
権 利 行 使 期 間		2015年7月15日から 2055年7月14日まで	2016年5月11日から 2056年5月10日まで	2017年7月12日から 2057年7月11日まで
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 1	(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役 を 除 く)	新株予約権の数 60個 目的となる株式数 24,000株 保有者数 1人 (注) 4	新株予約権の数 60個 目的となる株式数 24,000株 保有者数 1人 (注) 4	新株予約権の数 50個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 1人 (注) 4

		第7回B種 新株予約権	第8回B種 新株予約権	第9回B種 新株予約権
発 行 決 議 日		2018年8月2日	2019年7月1日	2020年7月13日
新 株 予 約 権 の 数		410個	390個	399個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 164,000株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 156,000株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 159,600株 (新株予約権1個につき400株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1個当たり400円 (1株当たり1円)	新株予約権 1個当たり400円 (1株当たり1円)	新株予約権 1個当たり400円 (1株当たり1円)
権 利 行 使 期 間		2018年8月29日から 2058年8月28日まで	2019年7月31日から 2059年7月30日まで	2020年8月2日から 2060年8月1日まで
行 使 の 条 件		(注) 3	(注) 3	(注) 3
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役 を 除 く)	新株予約権の数 50個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 1人 (注) 4	新株予約権の数 50個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 1人 (注) 4	新株予約権の数 117個 目的となる株式数 46,800株 保有者数 2人

		第10回B種 新株予約権	第11回B種 新株予約権
発 行 決 議 日		2021年7月12日	2022年7月29日
新 株 予 約 権 の 数		1,581個	1,880個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 158,100株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 188,000株 (新株予約権1個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)
権 利 行 使 期 間		2021年8月1日から 2061年7月31日まで	2022年8月24日から 2062年8月23日まで
行 使 の 条 件		(注) 3	(注) 3
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役 を 除 く)	新株予約権の数 521個 目的となる株式数 52,100株 保有者数 2人	新株予約権の数 664個 目的となる株式数 66,400株 保有者数 2人

	第12回B種 新株予約権	第13回B種 新株予約権
発 行 決 議 日	2023年7月3日	2024年7月8日
新 株 予 約 権 の 数	1,767個	1,503個
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数	普通株式 176,700株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 150,300株 (新株予約権1個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)
権 利 行 使 期 間	2023年8月2日から 2063年8月1日まで	2024年7月31日から 2064年7月30日まで
行 使 の 条 件	(注) 3	(注) 3
役 員 の 取 締 役 保 有 状 況 (社外取締役 を 除 く)	新株予約権の数 599個 目的となる株式数 59,900株 保有者数 2人	新株予約権の数 460個 目的となる株式数 46,000株 保有者数 2人

(注) 1. ①イ. 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社グループ（当社並びにその子会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。

□. イ. にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。

(i) 新株予約権者の死亡以外の事由（割当日から3年以内にあつては下記（ii）に規定する退任等の場合を除く。）によって、新株予約権者が当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失し、喪失した日の翌日から10日を経過した場合

(ii) 本件新株予約権の割当日から3年以内に、新株予約権者が退任等（自己都合による退任若しくは退職、又は当社グループの株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分をいう。）によって当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合

②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。

ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

□. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。

ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。

③2013年7月1日付で、普通株式1株を4株に株式分割いたしました。それに伴い、新株予約権の目的である株式の数は1個当たり100株から400株へと調整されております。

2. ①イ. 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。

□. イ. にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。

(i) 権利行使期間中に権利を行使しなかったとき

- (ii) 出勤停止以上の懲戒を受けたとき
 - (iii) 新株予約権の割当てを受けた日から３年以内に自己都合による退任等（任期満了による退任、当社グループの都合による退任又は退職は含まない。）によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失したとき
 - (iv) 当社グループの株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合、又は当社の取締役会により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき
 - (v) 対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき
- ②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの１名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。
- ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
 - ロ. 相続承継人は、相続開始後１０ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
 - ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から２ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
3. ①イ. 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。
- ロ. イ. にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。
 - (i) 権利行使期間中に権利を行使しなかったとき
 - (ii) 出勤停止以上の懲戒を受けたとき
 - (iii) 新株予約権の割当てを受けた日から１年以内に自己都合による退任等（任期満了による退任、当社グループの都合による退任又は退職は含まない。）によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失したとき
 - (iv) 当社グループの株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合、又は当社の取締役会により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき
 - (v) 対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき
- ②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの１名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。
- ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
 - ロ. 相続承継人は、相続開始後１０ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
 - ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から２ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
4. 上記のうち、取締役１名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

				第12回A種新株予約権	
発行決議日				2024年7月8日	
新株予約権の数				4,551個	
新株予約権の目的となる株式の種別				普通株式 455,100株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額				新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新出株予約権の行使に際しての価額				新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	
権利行使期間				2024年7月31日から 2064年7月30日まで	
行使の条件				(注) 1	
使用人等への状況				新株予約権の数 3,093個 目的となる株式数 309,300株 交付者数 20人	
子会社の役員及び使用人					

- (注) 1. ①イ. 新株予約権者は、新株予約権の発行日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を全て行使できる。
- . イ. にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。
- (i) 権利行使期間中に権利を行使しなかったとき
- (ii) 出勤停止以上の懲戒を受けたとき
- (iii) 新株予約権の割当てを受けた日から1年以内に自己都合による退任等（任期満了による退任、当社グループの都合による退任又は退職は含まない。）によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失したとき
- (iv) 当社グループの株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合、又は当社の取締役会により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき
- (v) 対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき
- ②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。
- ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- . 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
2. 2025年3月31日現在において交付時より第12回A種新株予約権の数が4,551個減少しておりますが、減少の理由は以下のとおりであります。
- ・権利行使による減少分 4,524個
- ・権利失効による減少分 27個

		第13回B種新株予約権	
発行決議日		2024年7月8日	
新株予約権の数		1,503個	
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式 150,300株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新出資される新株予約権の行使に際しての価額の算出方法		新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	
権利行使期間		2024年7月31日から 2064年7月30日まで	
行使の条件		(注) 1	
使用人等への交付状況	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数	1,043個
		目的となる株式数	104,300株
		交付者数	13人

- (注) 1. ①イ. 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。
- . イ. にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。
- (i) 権利行使期間中に権利を行使しなかったとき
 - (ii) 出勤停止以上の懲戒を受けたとき
 - (iii) 新株予約権の割当てを受けた日から1年以内に自己都合による退任等（任期満了による退任、当社グループの都合による退任又は退職は含まない。）によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失したとき
 - (iv) 当社グループの株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合、又は当社の取締役会により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき
 - (v) 対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき
- ②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。
- ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
 - . 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
 - ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

＜業務の適正を確保するための体制＞

当社は、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制」について、取締役会において下記のとりの基本方針を定めております。

（１）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体や職務に応じ適切に保存、管理を行う。

また、当社は、社長を統括情報管理責任者として定め、当社内の機密事項に関する取扱いは「機密管理規程」に基づき、グループＤＸ＆ＶＸ戦略部を管掌する取締役又は執行役員が機密事項の管理責任者となり、適宜その管理、保全の状況報告を行うとともに、各部署の所属長は担当部署内における機密事項の管理者として相互牽制を図り、迅速かつ確実な情報管理を行う。

（２）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループのリスクを管理し、企業価値の持続的向上を図るために「リスクマネジメント規程」を定め、同規程に基づき、社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、経営全般に係るあらゆるリスクの検証と報告及びこれらのリスクの回避や低減のために実施すべき施策や管理についての協議、又は決定を行い、内部統制強化と財務報告を含む運営全般に係る不祥事やコンプライアンス欠如等の防止を徹底する。同委員会において当社グループのリスク管理体制の整備及び継続的改善を行うために、当社取締役会は取締役又は執行役員の中からグループＣＲＯ（最高リスク管理責任者）を選任し、また、リスクマネジメント委員会を各委員が必要に応じて適宜、招集権者に対して招集を要請することにより、個々のリスク管理に応じた積極的な提案がなされる体制としている。また、「リスクマネジメント委員会」での協議・決定事項は「リスクマネジメント委員会規程」に基づき、適宜、検証をし、その内容に応じ取締役会への報告をすることで、リスク発生時を想定したうえでの迅速な意思決定を行う体制としている。

（３）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務執行の効率的体制を確保するために、業容の拡大に伴う経営体制の強化を図りつつ、当社グループの経営全般に関する意思決定プロセスを迅速に行う。

各取締役は「取締役会規程」及び「職務権限規程」、「稟議規程」に定める、その職務執行に係る権限と稟議決裁権を遵守し、「グループ経営会議」等の会議体を主催することでその職務執行に係る監督責任の資質向上を図り、効率的な運営を行う体制としている。

(4) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、社長直属の独立した組織としてグループ内部監査室を設け、取締役会より指名を受けたグループ内部監査室長は「内部監査規程」に基づき、各事業年度の開始にあたり、その当該年度の内部監査に係る基本計画書を策定している。当該基本計画書に基づき、都度内部監査に係る実施計画書を策定し、「組織及び制度監査」、「業務監査」、「会計監査」、「関係会社監査」、「コンピューターシステム監査」を実施している。また、その監査内容により、各監査役及び会計監査人等との相互補完を図り、その専門的見地を含めた報告を定期的に取り締役会でも行うことにより、各取締役をはじめ、当社の従業員全般に係る職務執行が各種法令及び定款に適合する体制としている。

(5) 当社並びに親会社及び子会社からなる当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、各関係会社の発展と相互利益の促進を図るため「関係会社管理規程」を定め、各関係会社の経営意思を尊重しつつ、その内容と段階に応じ、取締役及び監査役を各関係会社へ派遣し、兼務させることにより、各関係会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況について、当社の取締役会に報告する体制としている。
- ② 当社は、「リスクマネジメント委員会規程」及び「関係会社管理規程」に基づき、各関係会社についての経営状況と財務状況を把握し、リスクの評価・管理等を行う体制としている。
- ③ 当社は、必要に応じ、当社各部署の人員を各関係会社へ派遣し、その相乗効果を図るとともに、各関係会社の取締役も含め、適宜、取締役会において活発な意見交換がされることにより、当社が標榜する「循環型経営」の基礎をなすとともに、総合的な経営の効率化を確保する体制としている。
- ④ 当社は、グループ内部監査室長及び各監査役等が定期的な監査を各関係会社へ実施することにより、各関係会社の取締役等及び使用人に係る職務執行が各種法令及び定款に適合する体制としている。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた際にはこれに応じるとともに、その配置等に関する具体的な内容については、監査役の意見を十分に考慮した上で決定する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、監査役を補助すべき使用人は、監査役から受けた指揮命令に関して、取締役からの指揮命令を受けないこととし、当該使用人の変更等の人事は、監査役の意見を十分に考慮した上で決定する。

- (8) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社及び各関係会社は、各取締役及び全従業員が監査役会へ行う報告事項として、法定事項のほか、当社グループ全体の経営、財政状態、並びにその業績に重大な影響を及ぼす事項並びに内部監査の実施状況、重大な法令・定款違反行為等、当社にて予め定める監査役会への報告事項を、遅滞なく報告することを遵守する。

また、当社の各監査役は、当社が開催する取締役会へ全員出席し、客観的判断及びチェックをする際には、その十分な職歴と知識を基に活発な意見交換をし、経営全般にわたる意思決定の牽制機能の充実を図る。

- (9) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び各関係会社は、監査役に報告をした者に対して、相談又は通報したことを理由として、解雇その他いかなる不利な取扱いを受けないことを確保する体制としている。

- (10) 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- (11) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は「監査役会規程」を定め、各監査役がその監査内容に応じ、各取締役及び従業員等からの報告のほか、グループ内部監査室が実施する業務監査、会計監査人が実施する会計監査の内容等も意見聴取し、かつ各関係会社の取締役会への出席、各取締役へのヒアリングも夫々の責任担当にて実施することで、グループ全体を見据えた実効性と効率性のある監査体制としている。

- (12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、断固とした姿勢で対応することを基本方針としている。

- ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、顧問弁護士の指導のもと、暴力団排除活動に積極的に参加している。また所轄警察署及び顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に対する体制を整備している。

反社会的勢力による被害を防止するため、平素より、警察署や関係機関が開催する反社会的勢力に関するセミナー等に参加するなど情報の収集に努めている。

また、取引先等に対しては「反社会的勢力との絶縁に関する覚書」の取り交わしをお願いするか、或いは各種契約書類内に「反社会的勢力排除条項」を盛り込む等し、反社会的勢力排除に向けた対策を徹底して実践している。

＜業務の適正を確保するための体制の運用状況＞

当社では、上記体制のもと、内部統制体制の整備とその適切な運用に努めております。当期において実施いたしました内部統制上重要と考える主な取り組みは以下のとおりです。

（１）内部統制システム全般

当社は、取締役会、監査役会、コンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会及び社長直属の独立した組織であるグループ内部監査室において、職務執行体制及び内部監査に係る諸規程に従い、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性及びコンプライアンス・リスク管理の状況等、当社及び各関係会社を含むグループ全体の内部統制の整備・運用状況を検証しました。

（２）法令遵守体制について

当社は、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を概ね月１回の頻度で開催し、当社及び各関係会社を含むグループ全体から、グループ各社で発生した事実を報告させるなどし、同委員会にて検証した結果を、取締役会に報告することで、未然防止、早期解決及び再発防止に努めました。

（３）関係会社の経営管理体制について

各関係会社における重要事項の報告については、関係会社の管理を主管するグループ経営企画部及び当該関係会社を兼務する取締役及び監査役を通じ、当社取締役会において報告がなされたほか、定期的に各関係会社の代表取締役が当社取締役会に出席し、経営状況等の報告がなされました。また、経営に関する議題を審議するグループ経営会議においても、必要に応じて報告が行われました。

（４）監査役の監査体制について

当社の監査役は、監査役会を月１回以上開催し、監査役相互の情報交換を行うとともに、「監査役会規程」等に基づき、その監査内容に応じ、各取締役及び従業員等からの報告のほか、グループ内部監査室が実施する業務監査、会計監査人が実施する会計監査の内容等も意見聴取し、効率的かつ効果的な監査を実施しました。

＜剰余金の配当等の決定に関する方針＞

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。今後も、中長期的な視点にたって、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、１株につき金23円とさせていただきますことを本総会にお諮りする予定です。すでに、実施済みの中間配当金１株当たり金7円とあわせまして、年間配当金は１株当たり金30円となります。

連結株主資本等変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

単位：百万円

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 金 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2024年4月1日 期首残高	4,819	3,375	61,514	△4,066	65,643
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	4,237	4,237			8,474
剰余金の配当			△2,931		△2,931
親会社株主に帰属する当期純利益			8,207		8,207
連結除外による変動額			△7		△7
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		470		2,408	2,879
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	4,237	4,707	5,268	2,408	16,622
2025年3月31日 期末残高	9,056	8,083	66,783	△1,657	82,265

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新 予 約 株 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計				
2024年4月1日 期首残高	127	△36	△17	73	277	5,674	71,669	
連結会計年度中の変動額								
新株の発行							8,474	
剰余金の配当							△2,931	
親会社株主に帰属する当期純利益							8,207	
連結除外による変動額							△7	
自己株式の取得							△0	
自己株式の処分							2,879	
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）	456	98	60	614	49	151	816	
連結会計年度中の変動額合計	456	98	60	614	49	151	17,438	
2025年3月31日 期末残高	583	62	42	688	326	5,826	89,107	

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

イ. 連結子会社の数

ロ. 主要な連結子会社名

26社

株式会社タカラレーベン

株式会社レーベンコミュニティ

株式会社レーベンホームビルド

株式会社タカラレーベンリアルネット

株式会社レーベンゼストック

株式会社レーベントラスト

Takara Leben (Thailand) Co.,Ltd.

M I R A R T H エナジーソリューションズ株式会社

M I R A R T H アセットマネジメント株式会社

M I R A R T H 不動産投資顧問株式会社

2024年4月1日付で、株式会社レーベנקリーンエナジーは、M I R A R T H エナジース
ソリューションズ株式会社に社名を変更しております。

2024年4月1日付で、タカラアセットマネジメント株式会社は、M I R A R T H アセット
マネジメント株式会社に社名を変更しております。

ハ. 連結の範囲の変更

津軽パワー株式会社及び乙部風力開発合同会社他1社は、株式を取得等したため、当連結会
計年度より連結の範囲に含めております。

タカラレーベン・インフラ投資法人他3社は、当社保有持分を売却等したため、当連結会計
年度より連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社の状況

イ. 非連結子会社の数

ロ. 主要な非連結子会社名

3社

合同会社 R S

合同会社 S D X

L S 岡山津山合同会社

ハ. 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分
に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲か
ら除いております。

③ 開示対象特別目的会社

開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社を利用した取引の概要及び開示対象特
別目的会社との取引金額等については、「開示対象特別目的会社に関する注記」に記載して
おります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用会社の状況

イ. 持分法適用会社の数

ロ. 主要な持分法適用会社の名称

ハ. 持分法の適用の範囲の変更

9社

港合同会社

SENTRO SOUTH PROPERTY VENTURES他3社は、株式を取得等したため、
当連結会計年度より持分法の適用の範囲に含めております。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

イ. 持分法を適用しない非連結子会社

及び関連会社の数

ロ. 主要な持分法を適用しない非連結子会社

及び関連会社の名称

3社

合同会社 R S

合同会社 S D X

L S 岡山津山合同会社

ハ. 持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合
う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いて
も連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないた
め持分法の適用の範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

① 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 14社、5月末日 1社、8月末日 1社、9月末日 1社、12月末日 7社、1月末日 2社

② 連結計算書類作成にあたっては、決算日が連結決算日と異なる連結子会社については、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を使用しております。仮決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

a. 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。

b. その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用
以外のもの しております。

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

また、連結子会社が保有する発電所については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～25年

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

二. 長期前払費用

定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 完成工事補償引当金

自社施工建築物等の引渡後の瑕疵による損失及び補償サービス費用に備えるため、過去の自社施工建築物に係る補修費等の実績を基準として計上しております。

二. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程（内規）に基づき当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

イ. 不動産事業

(i) 新築分譲マンション事業

新築分譲マンション事業は、マンションの各分譲住戸を一般消費者へ販売する事業であり、顧客との不動産販売契約に基づき当該物件の引渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を計上しております。

取引価格は、不動産売買契約により決定され、当該契約では通常、引渡日は売買代金全額の受領日と同日としているため、物件引渡しと同時期に売買代金の支払いを受けております。

(ii) 流動化事業

流動化事業は、賃貸レジデンス、オフィスビル等を取得し、リーシング並びにリノベーション等により資産価値を高めた後、事業会社等へ販売する事業であります。

流動化事業における履行義務及びその充足時期、取引価格の決定方法、収益の認識時期等については、上記の新築分譲マンション事業と同様であります。

(iii) 不動産管理事業

不動産管理事業は、マンションの管理等を行っている事業であり、顧客との契約内容に基づき受託業務を提供する義務を負っております。当該履行義務は業務が行われた時点で充足されるものであり、当該時点において収益を計上しております。

ロ. エネルギー事業

エネルギー事業は、稼働済み発電施設の売却収入及び発電施設の売電収入による事業であります。

稼働済み発電施設の売却収入における履行義務及びその充足時期、取引価格の決定方法、収益の認識時期等については、上記の新築分譲マンション事業と同様であります。また、発電施設の売電収入については、売電契約に基づき、主として顧客への引渡時点において収益を計上しております。

ハ. アセットマネジメント事業

アセットマネジメント事業は、タカラレーベン不動産投資法人等に対するアセットマネジメント業務を提供する事業であり、顧客との契約に基づき運用等を行う義務を負っております。当該履行義務は業務が提供される一定の期間にわたり充足されるものであり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を計上しております。また、運用資産の取得・譲渡に係る業務の履行義務は、受入れ又は引渡される一時点で充足されるものであり、当該受入又は引渡時点において収益を計上しております。

二. その他事業

その他事業は、主に建設の請負事業であり、顧客との建物請負工事契約に基づき、建設工事を行う義務を負っております。当該建物請負工事契約においては、当社グループの義務の履行により資産が創出され又は増価し、資産の創出又は増価につれて顧客が当該資産を支配することから、当該履行義務は一定期間にわたり充足される履行義務であり、契約期間にわたる工事の進捗に応じて充足されるものであります。よって建設の請負事業においては工事の進捗度に応じて収益を計上しております。なお、進捗度の測定は、発生原価が履行義務の充足における企業の進捗度に寄与及び概ね比例していると考えられることから、発生原価に基づくインプット法によっております。

取引価格は建物請負工事契約により決定され、当該契約では通常、引渡日は請負代金全額の受領と同日としているため、建物引渡しと同時期に請負代金の支払いを受けております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として6年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として6年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、投機的目的の取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、15年以内の均等償却を行っております。

ただし、金額の僅少なものについては発生年度に一括で償却しております。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等については、発生連結会計年度の期間費用としております。

2. 会計上の見積りに関する注記

・固定資産の減損損失

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に減損損失として計上した金額

－百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、資産を使用することでキャッシュを生み出す最小の単位として個別の物件単位にグルーピングを行っております。

この各資産グループについては、当連結会計年度において、減損損失の兆候がないと判断し、減損損失を計上しておりません。

なお、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについては、不動産鑑定士による鑑定評価額等又は使用価値を回収可能価額として、減損損失の測定を行っております。この鑑定評価額等は、各資産グループの事業計画を基に周辺環境等を総合的に勘案し算定しております。また、使用価値は、将来キャッシュ・フローを基に算定しております。当該将来キャッシュ・フローは、関連する会社の経営会議等によって承認された収支計画に基づき見積りを行っております。収支計画の見積りに当たり、エネルギー事業においては、売電収入の基礎となる売電量見込み及び売電単価、使用期間並びに中長期エネルギー事業戦略による事業の拡大による運営の効率化等を踏まえて算定しております。なお、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスとなる資産については、回収可能価額を零として評価しております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において追加の減損損失（特別損失）が発生する可能性があります。

3. 表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表）

前連結会計年度まで「流動負債」の「支払手形及び買掛金」に含めて表示しておりました「電子記録債務」の金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、「電子記録債務」及び「買掛金」として区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「電子記録債務」は17,346百万円、「買掛金」は9,772百万円であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	536百万円
受取手形、売掛金及び契約資産	979百万円
販売用不動産	40,256百万円
仕掛販売用不動産	79,994百万円
建物及び構築物	21,385百万円
機械装置及び運搬具	48,442百万円
工具、器具及び備品	97百万円
土地	24,293百万円
建設仮勘定	5,298百万円
その他（無形固定資産）	3,875百万円
計	225,160百万円

上記に対する債務

短期借入金	35,320百万円
1年内返済予定の長期借入金	35,448百万円
長期借入金	124,698百万円
計	195,467百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 22,570百万円

(3) 保証債務

当社グループ顧客住宅ローンに関する抵当権設定登記完了までの金融機関等に対する連帯保証債務	18,582百万円
WISE ESTATE 3 Co.,Ltd.	47百万円
WISE ESTATE 13 Co.,Ltd.	614百万円
計	19,244百万円

(4) 退職給付関係

① 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度及び中小企業退職金共済制度を併用しております。

なお、当社及び一部の連結子会社が採用する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

② 確定給付制度

イ. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（□. に掲げられた簡便法を適用した制度を除く）

退職給付債務の期首残高	1,215百万円
勤務費用	191百万円
利息費用	13百万円
数理計算上の差異の発生額	△65百万円
退職給付の支払額	△110百万円
退職給付債務の期末残高	1,243百万円

□. 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	99百万円
退職給付費用	63百万円
退職給付の支払額	△27百万円
中小企業退職金共済制度への拠出額	△10百万円
吸収分割に伴う増加額	39百万円
退職給付に係る負債の期末残高	164百万円

ハ. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

非積立型制度の退職給付債務	1,448百万円
中小企業退職金共済制度による支給見込額	△39百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,408百万円

二. 退職給付費用

勤務費用	191百万円
利息費用	13百万円
数理計算上の差異の費用処理額	8百万円
簡便法で計算した退職給付費用	53百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	265百万円

③ 確定拠出制度

当社グループの確定拠出型年金制度への要拠出額は、1百万円であります。

また、当社グループの中小企業退職金共済制度への要拠出額は、10百万円であります。

(5) 有形固定資産の保有目的の変更

保有不動産の一部を転売から事業用資産等へ保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において販売用不動産162百万円、仕掛販売用不動産9百万円を建物及び構築物9百万円、土地162百万円に振替えております。

また、保有不動産の一部を開発及び賃貸から転売へ保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において建物及び構築物5,135百万円、工具、器具及び備品7百万円、土地4,525百万円、建設仮勘定40百万円、ソフトウェア0百万円を販売用不動産及び仕掛販売用不動産に振替えております。なお、当該資産の一部は当連結会計年度において売却しており、販売用不動産に振替えた9,654百万円のうち、4,701百万円を売上原価に計上しております。

そのほか、メガソーラー発電施設の一部を転売に保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において土地6百万円、建設仮勘定51百万円を販売用発電施設に振替えております。なお、当該資産は当連結会計年度において売却しており、57百万円を売上原価に計上しております。

(6) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に関する事項

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関59社と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度限度額及び	
貸出コミットメントの総額	90,728百万円
借入実行残高	55,521百万円
差引額	35,207百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当 連 結 会 計 年 度 期 首 の 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 増 加 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 減 少 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	121,000千株	19,300千株	－千株	140,300千株

(注) 普通株式の発行済株式の総数の増加19,300千株は、公募による新株の発行による増加16,000千株及び第三者割当による新株の発行による増加3,300千株であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当 連 結 会 計 年 度 期 首 の 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 増 加 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 減 少 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	10,902千株	0千株	6,458千株	4,444千株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少6,458千株は、公募による自己株式の処分による減少6,000千株及びストック・オプションの行使による減少458千株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額 (百万円)	1株当たり 配 当 額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,981	18	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年11月11日 取締役会	普通株式	949	7	2024年9月30日	2024年12月3日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2025年6月25日開催の第53期定時株主総会において次のとおり付議する予定であります。

- ・配当金の総額 3,124百万円
- ・1株当たり配当額 23円
- ・基準日 2025年3月31日
- ・効力発生日 2025年6月27日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	第1回B種 新株予約権	第2回B種 新株予約権	第3回B種 新株予約権	第4回B種 新株予約権	第5回B種 新株予約権	第6回B種 新株予約権	第7回B種 新株予約権	第8回B種 新株予約権
目的となる 株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる 株式数	30,400株	28,000株	27,600株	32,000株	32,000株	76,000株	84,000株	84,000株
新株予約権 の個数	76個	70個	69個	80個	80個	190個	210個	210個
新株予約権 の残高	3百万円	8百万円	5百万円	15百万円	15百万円	24百万円	21百万円	24百万円

	第9回B種 新株予約権	第10回B種 新株予約権	第11回B種 新株予約権	第12回B種 新株予約権	第13回B種 新株予約権
目的となる 株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる 株式数	119,600株	135,200株	163,700株	170,800株	150,300株
新株予約権 の個数	299個	1,352個	1,637個	1,708個	1,503個
新株予約権 の残高	27百万円	32百万円	42百万円	54百万円	51百万円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、販売計画に照らして、必要な資金を銀行等金融機関から調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である電子記録債権及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に営業取引に係る資金調達であり、返済及び償還期間は主として3年以内であります。借入金については、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち一部はデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。ヘッジの有効性の評価方法は、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権については、各事業部門並びに管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金及び社債については、各金融機関ごとの金利の一覧表を作成し、金利状況をモニタリングしております。また、営業債務及び借入金等は、当社財務部にて資金計画表を作成する等の方法により資金管理をしております。

デリバティブ取引については、取引権限や限度額等を定めたデリバティブ管理規程に基づき管理をしております。連結子会社についても、当社のデリバティブ管理規程に準じて、管理を行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行出来なくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「電子記録債務」「買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券 (注) 1	2,809	2,809	－
資産計	2,809	2,809	－
(1) リース債務 (流動)	36	36	－
(2) 長期借入金 (1年内返済予定の 長期借入金を含む)	175,647	176,558	911
(3) 社債 (1年内償還予定の社債を含む)	7,894	7,763	△131
(4) リース債務 (固定)	188	177	△11
負債計	183,767	184,536	769
デリバティブ取引 (注) 2	－	－	－

(注) 1. 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額316百万円）は「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含まれております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
株式	2,809	－	－	2,809
資産計	2,809	－	－	2,809

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
リース債務（流動）	－	36	－	36
長期借入金（１年内返済予定の 長期借入金を含む）	－	176,558	－	176,558
社債（１年内償還予定の社債を含む）	－	7,763	－	7,763
リース債務（固定）	－	177	－	177
負債計	－	184,536	－	184,536

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

社債（１年内償還予定の社債を含む）

当社の発行する社債、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）、リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。なお、一部の長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含まれております（上記「長期借入金」参照）。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）及び賃貸用のマンション等を有しております。2025年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は748百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額（百万円）			当連結会計年度末の時価（百万円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
31,045	△1,056	29,989	33,538

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は不動産取得（8,644百万円）であり、主な減少額は販売用不動産及び仕掛販売用不動産への振替（9,546百万円）、減価償却費（367百万円）であります。
3. 期末の時価は、社外の不動産鑑定士による鑑定評価額等に基づく金額によっております。
4. 建設中の資産については、時価を把握することが極めて困難であるため、上表には含めておりません。なお、建設中の資産の当連結会計年度の連結貸借対照表計上額は、4,873百万円です。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	不動産事業	エネルギー事業	アセット マネジメント 事業	計		
売上高						
顧客との契約から生じる収益	169,435	9,921	1,162	180,519	6,927	187,446
その他の収益	9,077	－	－	9,077	－	9,077
外部顧客への売上高	178,512	9,921	1,162	189,596	6,927	196,523

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建設事業やホテル運営事業等を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(4) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	金 額 (百万円)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	8,220
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	2,834
契約負債 (期首残高)	8,994
契約負債 (期末残高)	7,143

契約負債は、主に、不動産事業における不動産売買契約に基づき当該物件の引渡しを行う一般消費者である顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、6,285百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務は、不動産販売事業における不動産売買契約に基づき当該物件の引渡しに関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

	金 額 (百万円)
1年以内	16,823
1年超2年以内	33,455
2年超3年以内	207
3年超	—
合計	50,485

9. 開示対象特別目的会社に関する注記

(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当社グループは、資金調達先の多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、不動産の流動化を実施しております。当該流動化にあたり、当社グループは不動産（信託受益権を含む）を特別目的会社（合同会社）1社に譲渡し、特別目的会社が当該不動産を裏付けとして借入等によって調達した資金を売却代金として受領しております。特別目的会社に対しては、匿名組合契約を締結し、当該契約に基づき出資を実施しております。なお、当社グループは議決権のある出資等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

(2) 当連結会計年度における特別目的会社との取引金額等

	主な取引の金額又は 当連結会計年度末残高 (百万円)	主な損益	
		項 目	金 額 (百万円)
譲渡した不動産	2,847	売却益	216
匿名組合出資金	142	－	－

- (注) 1. 譲渡した不動産に係る取引金額は、譲渡時点の譲渡価格によって記載しております。また、譲渡資産に係る売却益は、売上総利益に計上されております。
2. 匿名組合出資金に係る取引金額は、当連結会計年度における出資額によって記載しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 610円61銭
- (2) 1株当たり当期純利益 62円69銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

単位：百万円

	株 主 資 本								
	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					
	資 本 金	資 本 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 金 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計
2024年4月1日 期首残高	4,819	4,817	34	4,851	92	14,681	36,097	50,870	
事業年度中の変動額									
新株の発行	4,237	4,237		4,237					
剰余金の配当							△2,931	△2,931	
当期純利益							5,343	5,343	
自己株式の取得									
自己株式の処分			470	470					
吸収分割による減少							△13,487	△13,487	
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	4,237	4,237	470	4,707	－	－	△11,075	△11,075	
2025年3月31日 期末残高	9,056	9,054	505	9,559	92	14,681	25,021	39,795	

	株 主 資 本			評価・換算差額等		新株予約権	純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 計			
2024年4月1日 期首残高	△4,066	56,476	107	107	277	56,861	
事業年度中の変動額							
新株の発行		8,474				8,474	
剰余金の配当		△2,931				△2,931	
当期純利益		5,343				5,343	
自己株式の取得	△0	△0				△0	
自己株式の処分	2,408	2,879				2,879	
吸収分割による減少		△13,487				△13,487	
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）			507	507	49	556	
事業年度中の変動額合計	2,408	278	507	507	49	834	
2025年3月31日 期末残高	△1,657	56,754	615	615	326	57,695	

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|----------------------------------|--|
| ① 満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法）を採用しております。 |
| ② 子会社株式及び関連会社株式、
その他の関係会社有価証券 | 移動平均法による原価法を採用しております。 |
| ③ その他有価証券 | |
| 市場価格のない株式等
以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 |
| 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法を採用しております。 |

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6～50年
機械及び装置	7～17年

- ② 無形固定資産
（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

- ③ 完成工事補償引当金

自社施工建築物等の引渡後の瑕疵による損失及び補償サービス費用に備えるため、過去の自社施工建築物に係る補修費等の実績を基準として計上しております。

- ④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 不動産事業

イ. 新築分譲マンション事業

新築分譲マンション事業は、マンションの各分譲住戸を一般消費者へ販売する事業であり、顧客との不動産販売契約に基づき当該物件の引渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を計上しております。

取引価格は、不動産売買契約により決定され、当該契約では通常、引渡日は売買代金全額の受領日と同日としているため、物件引渡しと同時に売買代金の支払いを受けております。

ロ. 流動化事業

流動化事業は、賃貸レジデンス、オフィスビル等を取得し、リーシング並びにリノベーション等により資産価値を高めた後、事業会社等へ販売する事業であります。

流動化事業における履行義務及びその充足時期、取引価格の決定方法、収益の認識時期等については、上記の新築分譲マンション事業と同様であります。

② エネルギー事業

エネルギー事業は、稼働済み発電施設の売却収入及び発電施設の売電収入による事業であります。

稼働済み発電施設の売却収入における履行義務及びその充足時期、取引価格の決定方法、収益の認識時期等については、上記の新築分譲マンション事業と同様であります。また、発電施設の売電収入については、売電契約に基づき、主として顧客への引渡時点において収益を計上しております。

③ グループ経営管理事業

グループ経営管理事業の収益は、関係会社受取配当金であります。

関係会社受取配当金については、配当の効力発生日において収益を計上しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税等については、発生事業年度の期間費用としております。

2. 会計上の見積りに関する注記

・固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に減損損失として計上した金額

－百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、資産を使用することでキャッシュを生み出す最小の単位として個別の物件単位にグルーピングを行っております。

この各資産グループについては、当事業年度において、減損損失の兆候がないと判断し、減損損失を計上しておりません。

なお、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについては、不動産鑑定士による鑑定評価額等又は使用価値を回収可能価額として、減損損失の測定を行っております。この鑑定評価額等は、各資産グループの事業計画を基に周辺環境等を総合的に勘案し算定しております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において追加の減損損失（特別損失）が発生する可能性があります。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度まで「流動負債」の「支払手形」に含めて表示しておりました「電子記録債務」の金額的重要性が増したため、当事業年度より、「電子記録債務」として区分掲記しております。

なお、前事業年度の「電子記録債務」は14,308百万円であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

売掛金	22百万円
販売用不動産	4,388百万円
仕掛販売用不動産	11,566百万円
建物	1,600百万円
構築物	27百万円
機械及び装置	2,079百万円
工具、器具及び備品	6百万円
土地	1,133百万円
建設仮勘定	453百万円
借地権	242百万円
関係会社株式	6,032百万円
計	27,555百万円

上記に対する債務

短期借入金	2,538百万円
1年内返済予定の長期借入金	10,438百万円
長期借入金	7,201百万円
計	20,177百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,942百万円

(3) 保証債務

当社顧客住宅ローンに関する抵当権設定登記完了 までの金融機関等に対する連帯保証債務	1,081百万円
株式会社レーベンゼストック	686百万円
M I R A R T H エナジーソリューションズ株式会社 (注)	3,774百万円
WISE ESTATE 3 Co.,Ltd.	47百万円
Takara Leben (Thailand) Co.,Ltd.	933百万円
計	6,522百万円

(注) 2024年4月1日付で、株式会社レーベנקリーンエナジーは、M I R A R T H エナジーソリューションズ株式会社に社名を変更しております。

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	12,796百万円
② 長期金銭債権	400百万円
③ 短期金銭債務	360百万円
④ 長期金銭債務	4百万円

(5) 有形固定資産の保有目的の変更

保有不動産の一部を転売から事業用資産等へ保有目的を変更したことに伴い、当事業年度において販売用不動産162百万円、仕掛販売用不動産9百万円を建物9百万円、土地162百万円に振替えております。

また、保有不動産の一部を開発及び賃貸から転売へ保有目的を変更したことに伴い、当事業年度において建物4,407百万円、構築物71百万円、工具、器具及び備品7百万円、土地4,189百万円、ソフトウェア0百万円を販売用不動産に振替えております。なお、当該資産の一部は当事業年度において売却しており、販売用不動産に振替えた8,675百万円のうち、4,236百万円を売上原価に計上しております。

(6) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に関する事項

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関8社と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極限度額及び	12,908百万円
貸出コミットメントの総額	
借入実行残高	7,758百万円
差引額	5,150百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	36,247百万円
② 営業収益	2,011百万円
③ 仕入高	965百万円
④ 営業取引以外の取引高	1,126百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	10,902千株	0千株	6,458千株	4,444千株

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少6,458千株は、公募による自己株式の処分による減少6,000千株及びストック・オプションの行使による減少458千株であります。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(百万円)
賞与引当金損金算入限度超過額	3
貸倒引当金損金算入限度超過額	86
販売用不動産評価損否認	74
会員権評価損否認	33
退職給付引当金損金算入限度超過額	1
減損損失否認	350
繰延消費税等	212
未払事業税等	52
投資有価証券強制評価減否認	3
資産除去債務否認	47
税務繰延資産	66
完成工事補償引当金損金算入限度超過額	22
新株予約権	102
工事補償損失否認	152
分割承継法人株式	299
譲渡損益調整勘定	116
その他有価証券評価差額金	45
その他	0
繰延税金資産小計	1,672
評価性引当額	△554
繰延税金資産合計	1,117
繰延税金負債	
合併受入資産評価差額	551
その他有価証券評価差額金	314
譲渡損益調整勘定	20
繰延税金負債合計	886
繰延税金資産の純額	231

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この変更による当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）への影響は軽微であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記
 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株 式 会 社 タカラレーベン	400	不動産 販売事業	所有 直接 100	資金援助	資金の貸付 (注) 1	3,000	関係会社 短期貸付金	3,000
					不動産の譲渡	不動産の譲渡 (注) 2	37,184	－	－
					賃料等の受取	賃料等の受取 (注) 3	970	－	－
子会社	M I R A R T H エナジー ソリューションズ 株 式 会 社 (注) 4	2,155	エネルギー 事業	所有 直接 100	債務保証	債務保証 (注) 5	3,774	－	－
					資金援助	資金の貸付 (注) 1	3,065	関係会社 短期貸付金	3,065
子会社	エコフレンドリー 株 式 会 社	1	エネルギー 事業	所有 直接 100	資金援助	工事代金等の立替 (注) 6	4,731	流動資産 その他	4,731

- (注) 1. 貸付金利は当社の調達金利を勘案して利率を合理的に決定しておりますが、一部の関係会社については、個別の状況を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
2. 不動産の譲渡価格については、市場価格等を勘案し、双方協議のうえ決定しております。
3. 賃料等については、近隣の市場相場等を勘案し、双方協議のうえ決定しております。
4. 2024年4月1日付で、株式会社レーベングリーンエナジーは、M I R A R T Hエナジーソリューションズ株式会社に社名を変更しております。
5. 債務保証については、銀行借入等につき債務保証を行ったものであり、一般的な保証料を勘案した債務保証料を受領しております。
6. 工事代金等の立替については、実際発生額を記載しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 422円28銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 40円81銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記
 該当事項はありません。